

はじめに

地方分権の流れは、これまで自明の前提とされてきた「国家＝官＝公の構図」と「行政による住民の客体視」を正当化してきた公私二分論の考え方の転換を迫っています。そうした中で「市民協働」という言葉は、地域の多様な主体の連繋による新しい公共の創造を実現するという意味において、市民参加の発展系として使われるようになってきています。この市民協働は、従来の形式的で行政裁量に委ねられる側面があった市民参加のあり方を超えて、市民の自立および行政とのパートナーシップを形成していくものです。そこには、地域主体に顕在的ないしは潜在的に見出される様々な特性や能力を発見・育成し、それらを有機的かつ開放的に結びつけていくことによって、地域住民の生活実態に即した公共活動を創り出していくことが期待されています。行政のみでなく多様な地域主体が公共を担っていくということは、限られた予算と環境の中で、より当事者のニーズに適った、最も効果的な事業・政策を具現化していくことであり、そこに市民協働を重要課題とする理由が見出されていると言えます。

もっとも、こうした市民協働に関して、自治の仕組みの構築を棚上げしたまま、行政が NPO など市民活動団体の自立を促し、それらと行政との二者間協力による事業実施を求めるといった理解がなされている場合が少なくありません。しかし、それでは行政の役割放棄と責任転嫁、あるいは財政難を背景とした公共サービスの縮小といった批判は免れないと言えます。また、行政主導という風土と組織対応が依然として残っていることから、市民を主人公とする市民自治の理念と、その下に位置付けられるはずの政治・行政の責任や役割を明確にした制度設計とが、十分に結びつけられていない傾向も見出されます。そうした点に無自覚である限り、市民協働が分権型社会の構築に向けて活かされていくことは難しいと言わざるをえません。

市民協働のあり方検討委員会では、こうした問題点を踏まえることによって、市民協働を特定の主体間のみ限定することはせず、公と私の中に存在する、家族、町内会・自治会、NPO（法人）、ボランティア団体、企業、学校関連などの多様な主体を市民協働の担い手であると考え、地域の資源と可能性を最大限に発揮しうる環境整備と制度設計のあり方を検討してきました。市民と行政のそれぞれの視点を区別しながら、一方では、市民の具体的な日常生活の中からいかなる

可能性が見出されうるのかを模索し、それらを地域が理解・共有しうるような仕組みを考え、他方では、多様な市民相互間および行政との連繋を可能にする媒介ツール、事業内容に応じた具体的手法、さらには自治のルールの必要性を検討しました。本提言書は、平成18年（2006年）10月より延べ16回を重ねた委員会での調査・議論、および平成19年（2007年）9月に公表した中間報告に寄せられた市民・職員からのご意見やご批判、さらには同年10月に開催した「意見交換会」におけるご意見を反映して作成したものです。

提言書の構成としては、前半で、地方分権の現状から市民協働が求められるようになった経緯、市民協働の基本的考え方と枠組み、船橋市における市民協働の現状と課題を順次まとめており、後半ではそれらを踏まえた市民協働によるまちづくりの展開、さらにそれを促進していくにあたって市として率先していくべき行動計画を短・中・長期にわたる基本行程としてまとめています。具体的な構想とその具体化のためには、なお残された課題はありますが、様々な資源と活力を豊富に兼ね備える船橋市が、今後の分権型社会へと発展していくために、市民協働に積極的に取り組まれていくことを強く願う次第です。

船橋市市民協働のあり方検討委員会
委員長 関 谷 昇